

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 議事次第

令和8年6月17日(水)
午後1時30分～
於：第6委員会室

- 1 開 会
- 2 出席要求理事者
- 3 確認事項
- 4 所管事項に係る事務事業概要
- 5 今期の委員会運営方針
- 6 今後の委員会運営
- 7 その他
- 8 閉 会

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	岡 本 和 徳	自 民	政 建	
副委員長	能 勢 昌 博	〃	農 商	
〃	田 中 美 貴 子	府 民	総 警	
委 員	石 田 宗 久	自 民	総 警	
〃	中 村 正 孝	〃	◎ 政 建 ◎ 議 運	
〃	大 澤 彰 久	〃	○ 文 教	
〃	奥 村 文 浩	〃	農 商	
〃	畑 本 義 允	維 国	政 建	
〃	西 山 龍 夫	〃	総 警	
〃	筆 保 祥 一	〃	危 健 議 運	予算特別委員会幹事
〃	成 宮 真理子	共 産	文 教 議 運	
〃	大河内 章	公 明	○ 政 建	

◎ 委員長 ○ 副委員長

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 出席要求理事者名簿

【危機管理監】	
副危機管理監 (危機管理部副部長兼務)	武 部 一 郎
危機管理監付企画参事	万 所 ル ミ
危機管理監付企画参事	福 井 克 実

【農林水産部】	
農林水産部理事 (農村振興課長事務取扱)	小 塩 佳 市
畜産課長	黒 田 洋 二 郎
森の保全推進課長	中 村 大 地

【危機管理部】	
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	山 本 健 一
危機管理総務課長	西 山 宜 昌

【建設交通部】	
道路管理課長	前 田 志 朗
河川課長	濱 口 正 英
砂防課長	中 村 光 宏

【文化生活部】	
安心・安全まちづくり推進課長	中 岡 政 貴
生活衛生課長	小 林 哲

【公安委員会】	
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	水 野 哲 二
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	野々下 俊彦

【健康福祉部】	
高齢者支援課長	田 中 弘 和
健康対策課長	戸 田 英 和
感染症予防・対策課長	三 輪 有 弘
医療課長	古 川 浩 気

(計 19 名)

※議事内容に応じ、必要理事者を適宜追加

京都府議会安心・安全な暮らしに関する特別委員会規程

(設置)

第1条 京都府議会に安心・安全な暮らしに関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査)

第2条 委員会は、自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

【閉会中の継続審査及び調査事項】

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について

令和8年度委員会運営に関する申合せ

1 委員会の活動について

(1) 定例会中の活動

ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1 日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2 日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項 6 閉会中の継続審査及び調査 7 今後の委員会運営 8 その他 9 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

イ 特別委員会（標準的な運営）

1 日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
-----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の裁量で判断するものとする。

(2) 閉会中の活動

ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

イ 常任委員会（毎月常任）

原則、定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。
また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができることとする。

エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により、閉会中の常任委員会の活動日に実施するものとする。

(3) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

(4) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

(5) 委員会活動のまとめ

2月定例会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

(6) 委員会の年間運営 **別紙 1-1**

※特別委員会の年間運営 **別紙 1-2**

2 議案の審査について

(1) 議案の付託区分 **別紙 2**

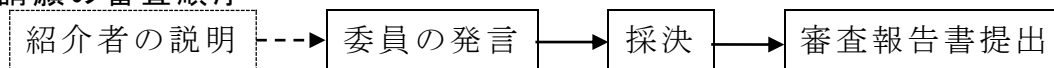
(2) 議案審査の流れ **別紙 3**

(3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

3 請願の審査について

(1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

(2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

(3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

4 委員会の公開等について

(1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

(2) モニター視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニター視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

(3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

5 意見書・決議について

(1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

(2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

6 その他

(1) 会議時間

- ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。
- イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

(2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

- ア オンライン委員会の開催
「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン方式により委員会を運営する。 **別紙4**
- イ 委員外議員の発言
当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。
その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。
また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

(3) 質問時における資料等の使用

- ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。
- イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

(4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

(5) 副知事の委員会への出席

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) ペーパーレスによる委員会運営

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。 **別紙5**
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) 情報端末機器の使用

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。
別紙6

(8) 育児又は介護のためのオンラインによる出席

育児又は介護のため、委員会の招集場所に出席することが困難な委員で、委員長がやむを得ないと認めたときは、オンライン方式により委員会に出席することができる。

(9) 欠席の届出

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

委員会の年間運営

初回委員会【委員会活動のスタート】

- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、今期の委員会運営方針を協議

定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問
- (特別) ○所管事項の調査、委員間討議 (※各委員会の裁量で実施を判断)

閉会中の委員会

■ 常任委員会の毎月開催

- ・ 報告事項の聴取
- ・ 所管事項の調査
- ・ 参考人の招致など

■ 管内外調査（調査活動）

- ・ 所管、テーマに応じた現地・現場における調査

■ 出前議会（広聴活動）

- ・ 府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

委員会活動の広報

■ テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・ 定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

※【委員会活動のまとめ】（2月定例会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

特別委員会の年間運営

5月	5月臨時会 (5/18) 特別委員会設置、正副委員長互選
6、7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同委員長会議 (6/11) 委員会運営の申合せの協議、確認 ・ 初回特別委員会 (6/17) 出席要求理事者決定、確認事項、所管事項に係る事務事業概要、今期の委員会運営方針の協議、委員間討議 (※1) 6月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
8月	(毎月常任) (※2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内外調査 (1泊2日又は2泊3日)
9、10、11月	(毎月常任) (※2) 9月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1) (毎月常任) (※2)
12月	12月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)
1月	(毎月常任) (※2)
2、3月	2月定例会 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1) (政策提案・提言(案)の委員間討議) 【政策提案・提言をまとめる場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案・提言(報告書)の決定 ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動の所感 【政策提案・提言をまとめない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告書の決定 ・ 委員会活動のまとめ
4月	

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

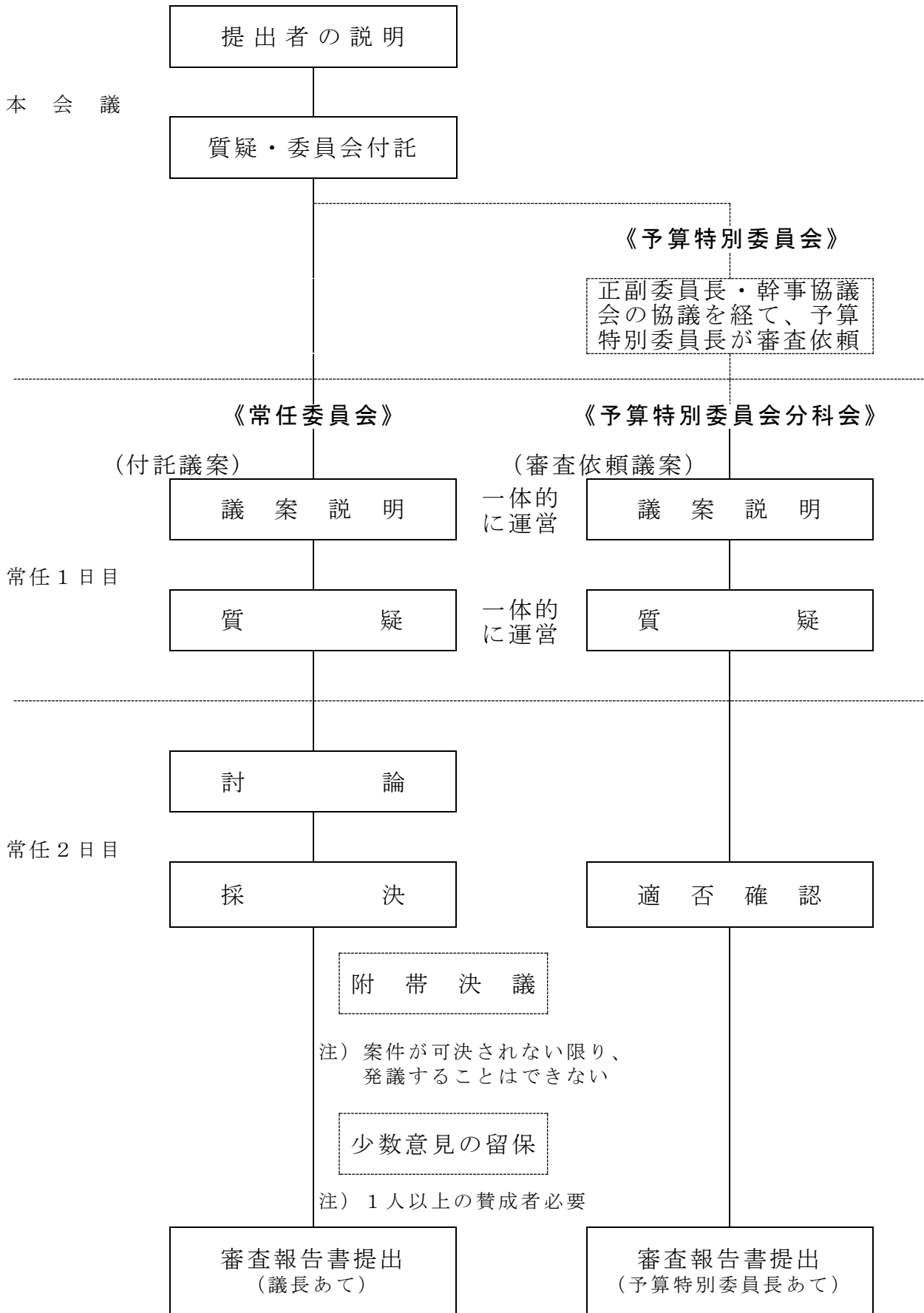
(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

議案の付託区分

区 分	付 託 先
1 予算議案	○ 予算特別委員会に付託
2 決算認定議案	○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託 ○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数
3 条例及び請負契約議案等	○ 同時に提案された予算議案に密接に関連する議案については、予算特別委員会に付託 ○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託
4 人事案件	○ 委員会付託を省略（全体審議）
5 委員会提出議案	○ 委員会付託を省略

議決権の内容	予算議案に密接に関連する議案			
	予算特別		常任	決算特別
条例の制定、改廃	一部	①財務に関する条例 ・基金条例、特別会計条例等 ②歳入予算を伴う条例 ・府税条例、手数料徴収条例等 （※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る） ③歳出予算を伴う条例 ・給与条例等 （※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るものを除く）	その他	
予算		○		
決算の認定				○
税の賦課徴収、分担金等徴収	一部	市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの	その他	
契約の締結			○	
財産の交換、譲渡、貸付け			○	
不動産の信託			○	
財産の取得又は処分	一部	予算に計上されているもの	その他	
負担付きの寄付又は贈与	一部	予算に計上されているもの	その他	
権利の放棄			○	
公の施設の独占的利用			○	
訴えの提起等			○	
損害賠償			○	
公共的団体等の活動の調整			○	
法令に基づくもの			○	
基本的な計画の議決			△ (分野別計画)	

議案審査の流れ



オンライン委員会に関する申合せ

1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

2 オンライン委員会の出席手続

(1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

(2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

(3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

(4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン委員会の基本的事項

(1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。

(2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
 - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
 - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

6 電子データ^{*}の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができることとする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

別添

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパーレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

(利用者)

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

(利用者の遵守すべき事項)

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

(利用者資格の停止)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

(本規約の変更)

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別紙

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関係する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

欠 席 届

令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

（理 由）

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 ⑩

事 務 概 要

(令和 8 年度)

危 機 管 理 監
危 機 管 理 部

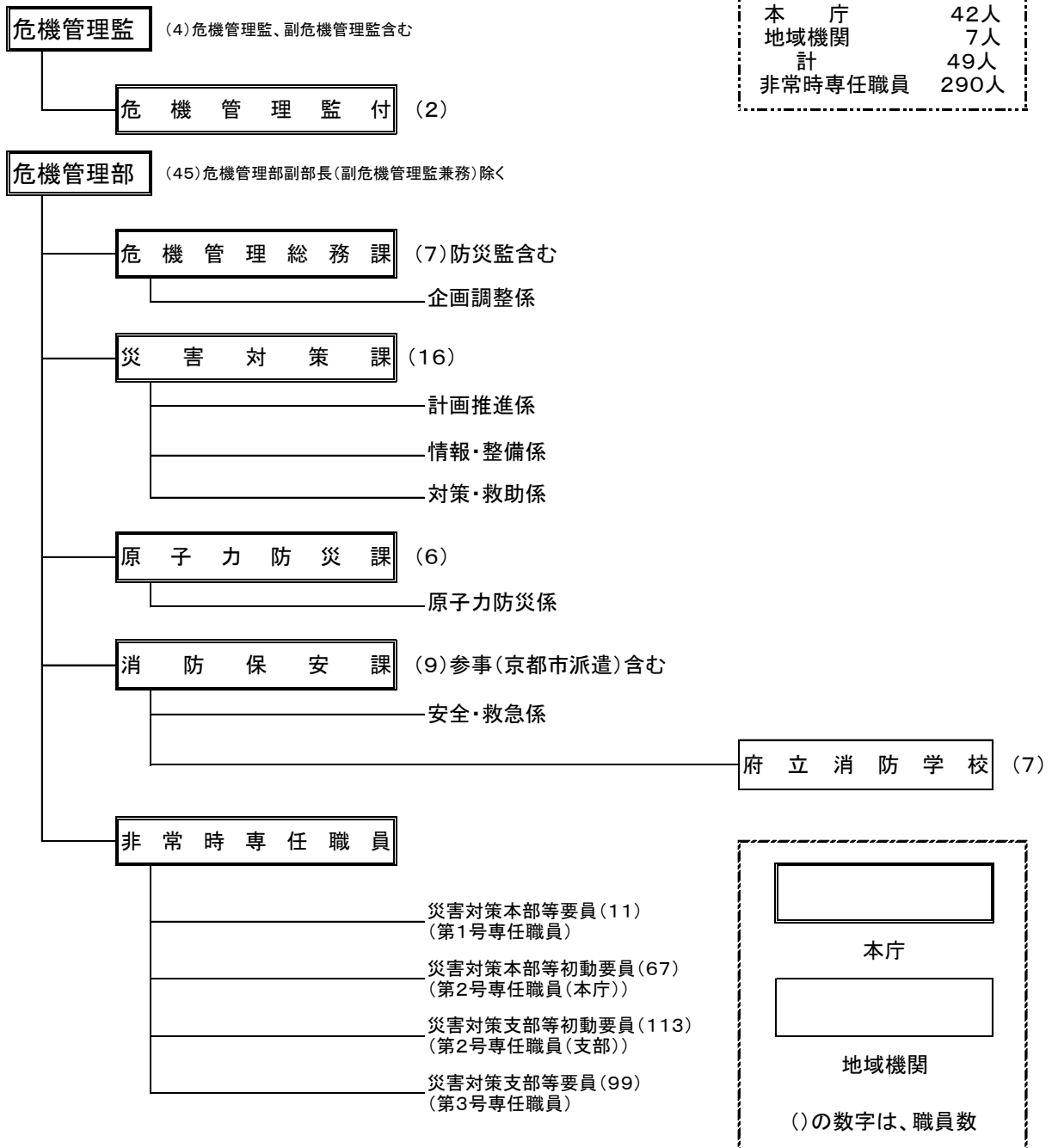
目 次

I	危機管理監・危機管理部の組織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和8年度危機管理部予算状況	3
	総 括 表	3
	主 要 事 項 等	4
III	危機管理部主要計画等	5
IV	危機管理部関係施設	7

I 危機管理監・危機管理部の組織

【組織図】

(令和8年6月1日)



【事務分掌】

○危機管理監

(危機管理監付)

- 1 危機管理に関すること。

○危機管理部

(危機管理総務課)

- 1 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 部内の人事及び組織に関すること。
- 3 部に属する予算の経理に関すること。
- 4 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- 5 部内他課の主管に属さないこと。

(災害対策課)

- 1 防災計画及び災害対応の総括に関すること。
- 2 防災情報システム等に関すること。
- 3 国民保護その他危機管理対応に関すること。
- 4 災害救助に関すること。

(原子力防災課)

- 1 原子力の安全対策に関すること。

(消防保安課)

- 1 救急業務等の消防体制の支援に関すること。
- 2 地域防災力の向上に関すること。
- 3 火薬類、高圧ガス、電気工事等の保安に関すること。
- 4 消防学校に関すること。

Ⅱ 令和8年度 危機管理部予算状況

【総括表】

〈歳 出〉

(単位:千円、%)

款・項	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	3,077,674	2,697,472	380,202	+14.1
防災費	3,077,674	2,697,472	380,202	+14.1
民生費	134,206	27,066	107,140	+395.8
災害救助費	134,206	27,066	107,140	+395.8
商工費	39,893	38,646	1,247	+3.2
商工業費	39,893	38,646	1,247	+3.2
土木費	394,000	359,154	34,846	+9.7
道路橋りょう費	394,000	359,154	34,846	+9.7
部計(A)	3,645,773	3,122,338	523,435	+16.8
府計(B)	1,043,260,000	1,029,881,000	13,379,000	+1.3
全体比(A/B)	0.3%	0.3%		

〈参考（経済対策分）〉

款・項	令和7年度 2月補正予算額	令和6年度 2月補正予算額	対前年度	
			増減額	増減率
総務費	15,000	24,000	▲9,000	-37.5
防災費	15,000	24,000	▲9,000	-37.5
民生費	120,000	120,000	-	±0.0
災害救助費	120,000	120,000	-	±0.0
部計(A)	135,000	144,000	▲9,000	-6.3

【主要事項】

(単位:千円)

課 名	事 項	予 算 額	事 業 の 概 要
危機管理総務課 消防保安課	わがまちの消防団強化・応援事業費	120,713	消防団の活性化を図るため、消防団の自主的な取組を支援するとともに、大学生消防防災サークルに対する支援やふるさとレスキューの推進などにより、消防団員の確保等に取り組む。
災 害 対 策 課	マルチハザード情報活用促進事業費	6,901	府民一人ひとりの防災意識を高め、災害時に自らの安全を確保する行動がとれるよう、マルチハザード情報提供システムの情報を随時更新し、地域防災力の向上を図る。
	総合防災訓練等実施事業費	3,686	防災関係機関の連携強化や府民の防災意識の高揚を図るため、地震や水害等を想定した防災訓練及び防災教育を実施する。
	衛星通信系防災情報システム整備費	571,000	現行の衛星通信系防災情報システムを次世代システムに更新し、大規模災害の発生時における確実な情報伝達のための冗長化体制を構築する。
災害対策課 原子力防災課	【2月補正】 避難生活環境整備事業費	135,000	避難者の災害関連死や健康被害を防ぐため、避難所等の良好な生活環境の整備に必要な資機材を確保する。
災害対策課	災害救助用備蓄物資整備費	130,837	被災時の府民の生命・健康維持を図るため、避難所内避難者に加え、在宅避難者等を含む全避難者を対象とした災害救助用備蓄物資を市町村と共同で計画的に確保する。
災害対策課	被災者生活再建支援事業費	852,584	被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、相互扶助の観点から各都道府県が資金を拠出し、大規模災害に備える。
原子力防災課	【一部2月補正】 原子力防災対策事業費	1,548,833 うち2月補正 15,000	原子力発電施設の周辺地域住民の安全確保のため、避難路の整備や資機材整備など、原子力災害発生時における避難体制の強化を図る。
消防保安課	航空消防防災体制広域運用事業費	30,000	府民の安心・安全のため、京都市をはじめとする府内市町村との連携強化により、府内全域の航空消防防災体制の強化を図る。

Ⅲ 危機管理部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府地域防災計画	【一般計画編（風水害等）】 災害対策基本法に基づき京都府防災会議が策定する、災害の予防対策・応急対策・復興対策を定めた総合的かつ基本的な計画 ①京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録 ②気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画 ③災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画 ④公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等災害復旧計画 ⑤市町村地域防災計画で定める事項 ⑥その他必要な事項	策定： 昭和 38 年度 改定： 令和 8 年 5 月
	【震災対策計画編】 地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のために必要な対策について定めた計画	策定： 昭和 61 年度 改定： 令和 8 年 5 月
	【原子力災害対策編】 原子力災害に係る防護措置や、災害復旧のために必要な対策について定めた計画	策定： 昭和 56 年度 改定： 令和 8 年 5 月
	【事故対策計画編】 石油類流出事故や林野火災などの対策について定めた計画	策定： 平成 12 年度 改定： 令和 8 年 5 月
京都府国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃等、緊急時の予防対策・応急対策を定めた計画 ①府の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項 ②府が実施する国民保護措置に関する事項 ③国民保護措置を実施するための訓練及び物資・資材の備蓄に関する事項 ④市町村国民保護計画・指定地方公共機関国民保護業務計画の基準となる事項 ⑤国民保護措置を実施するための体制に関する事項 ⑥他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項	策定： 平成 17 年度 改定： 平成 30 年 6 月

名称	内容	備考
第四次京都府戦略的 地震防災対策指針 (R7.5策定) ※R8.5一部改定	<p>地震被害の軽減・抑止を図るため、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進することを目的に指針を策定</p> <p>その後に発生した地震災害で顕在化した課題や、南海トラフ地震・直下型地震が発生する可能性が高まってきたこと等に対応するため、計画期間中に前倒して改定</p> <p>① 基本理念 南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守る。</p> <p>② 減災目標 ハード・ソフト一体的な地震防災対策を推進するとともに、被災者の命と健康を守るきめ細やかな対策により被害を最小化し、死者ゼロを目指す。</p>	<p>計画期間： 令和7～16年度 (10年間)</p> <p>第三次指針 令和2～11年度</p> <p>第二次指針 平成27～36年度</p> <p>第一次指針 平成21～30年度</p>
第四次京都府戦略的 地震防災対策推進プラン (R7.5策定) ※R8.5一部改定	<p>上記指針で定めた減災目標を達成するため、指針で体系化した5つの対策の柱・23の分野別の項目・57の施策項目及び295事業を推進するために策定</p> <p>① 地震による被害を抑止するまちづくり ・防災拠点施設、学校施設の耐震化 など</p> <p>② 地震による被害を軽減する人づくり ・家庭、地域、学校での取組 など</p> <p>③ 行政等の災害対応力の向上 ・災害対策本部の設置・運営の強化 など</p> <p>④ 被災後の命と健康を守る対策 ・避難者所施設の整備 など</p> <p>⑤ 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興 ・家屋被害の調査体制の確立 など</p>	<p>計画期間： 令和7～11年度 (5年間)</p> <p>第三次プラン 令和2～6年度</p> <p>第二次プラン 平成27～31年度</p> <p>第一次プラン 平成22～26年度</p>

名称	内容	設置根拠	代表者
京都府防災会議	京都府地域防災計画の作成及び実施、防災に関する重要事項の審議及び意見具申、災害発生時における関係機関相互の連絡調整等を行う。	災害対策基本法	会長 西脇知事
京都府国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び意見具申を行う。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	会長 西脇知事

事 務 概 要

(令和8年度)

京 都 府 文 化 生 活 部
京 都 府 文 化 施 設 政 策 監

目 次

I 組	組 織	1
	組 織 図	1
	事 務 分 掌	2
II	令和8年度予算状況	4
	総 括 表	4
	主 要 事 項 等	5
III	主 要 計 画 等	12
IV	関 係 施 設	14

I 組織

【組織表】

令和8年5月1日現在

本庁課	担当	地域機関等					
【文化生活部】							
人権啓発推進室 (10)	企画・推進係						
文化政策室 (25) (副部長含む)	文化企画係 政策推進係 文化連携推進係	京都学・歴彩館 (32) (京都文化財団派遣) (2) (京都ゼミナールハウス派遣) (1)					
文化生活総務課 (28) (部長、副部長含む)	総務企画係 経理係 府民協働係	旅券事務所 (10) 自転車競技事務所 (5) 植物園 (31) (文化庁派遣) (5)					
文化芸術課 (20)	文化の人づくり係 芸術振興係 地域文化振興係						
スポーツ振興課 (20)	企画係 交流推進係 ワールドマスターズ ゲームズ推進係	体育館 (6) (関西ワールドマスターズゲー ムズ2021組織委員会派遣) (1)					
文教課 (20)	幼稚園・専修学校係 小・中・高校係 経営支援・宗教法人係						
安心・安全まちづくり推進課 (12)	防犯・交通安全係	交通事故相談所					
男女共同参画課 (14) (副部長含む)	企画・地域支援係 女性活躍・ワークライフ・ バランス推進係						
府民総合案内・相談センター (3)	総合案内・相談係						
消費生活安全センター (13)	企画・啓発係 相談・情報係 調査・指導係						
生活衛生課 (16)	生活営業係 食品衛生係 動物愛護係	動物愛護センター (5)					
【文化施設政策監】							
文化施設政策監付 (21) (文化施設政策監含む)							
<table border="1"> <tr> <td>本 地 派</td> <td>域</td> <td>機 関</td> <td>庁 関 遣</td> <td>202 89 9</td> </tr> </table>		本 地 派	域	機 関	庁 関 遣	202 89 9	計300人
本 地 派	域	機 関	庁 関 遣	202 89 9			

【事務分掌】

■文化生活部

【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 旅券事務所に関すること。
- (7) 自転車競技事務所に関すること。
- (8) 京都府立植物園に関すること。
- (9) 部内の人事及び組織に関すること。
- (10) 部に属する予算の経理に関すること。
- (11) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (12) 部内他課の主管に属さないこと。

【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。

- (4) 学校法人に関する事。
- (5) 宗教法人に関する事。
- (6) その他文教に関する事。

【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関する事。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関する事。
- (3) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関する事。
- (5) 交通安全に関する事。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関する事。
- (7) 交通事故相談所に関する事。
- (8) 自動車運転代行業に関する事。

【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に関する事。
- (3) 女性の活躍の推進に関する事。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事。

【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関する事。
- (2) 府民相談に関する事。

【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関する事。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関する事。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関する事。
- (4) 消費生活協同組合に関する事。
- (5) 金融広報に関する事。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関する事。
- (7) 商品テストに関する事。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関する事。

【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関する事。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関する事。
- (3) 食品衛生に関する事。
- (4) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関する事。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関する事。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関する事。
- (7) 狂犬病の予防に関する事。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関する事。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関する事。
- (10) 京都府動物愛護センターに関する事。
- (11) 住宅宿泊事業に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関する事。

■文化施設政策監

【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関する事。

Ⅱ 令和8年度 文化生活部予算状況

【総括表(一般会計)】

※()内令和7年度2月補正予算含む

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
使用料及び手数料	584,249		416	178,526	91,611	80					59,491	254,125
国庫支出金	16,005,374 (16,250,374)	261,588	114,477 (190,477)			15,338,427 (15,451,427)	11,464	51,065		78,023	16,830 (72,830)	133,500
財産収入	82,386	796	3,320	78	192							78,000
寄附金	64,800		50,000	5,000			8,200	600				1,000
繰入金	105,009		76,898	28,111								
諸収入	177,072	2,860	14,020		141,526	735		2,000		300	6,131	9,500
計	17,018,890 (17,263,890)	265,244	259,131 (335,131)	211,715	233,329	15,339,242 (15,452,242)	19,664	53,665		78,323	82,452 (138,452)	476,125

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	課 別 内 訳										
		人権啓発推進室	文化政策室 文化芸術課	文化生活総務課	スポーツ振興課	文教課	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課	府民総合案内・相談センター	消費生活安全センター	生活衛生課	文化施設政策監付
総務費	5,510,601 (5,586,601)	155,304	1,916,375 (1,992,375)	2,187,292	361,789	6,788	405,030	144,919	34,236			298,868
民生費	337,750	337,750										
衛生費	340,918 (396,918)			205,237							135,681 (191,681)	
労働費	789							789				
商工費	271,502			124,739						146,763		
土木費	375,000											375,000
教育費	38,755,270 (38,868,270)			156,538	28,789	38,569,943 (38,682,943)						
計	45,591,830 (45,836,830)	493,054	1,916,375 (1,992,375)	2,673,806	390,578	32,316,935 (38,689,731)	405,030	145,708	34,236	146,763	135,681 (191,681)	673,868

【総括表(収益事業特別会計)】

○ 歳入

(単位：千円)

款	予算額	備 考
収益事業収入	29,243,000	競輪事業収入
使用料及び手数料	190	競輪場使用料
財産収入	4,379	向日町競輪場施設等整備基金運用利子
繰入金	249,220	一般会計及び向日町競輪場施設等整備基金からの繰入金
繰越金	878,082	前年度からの繰越金
諸収入	226,796	場外開催受託事業収入等
計	30,601,667	

○ 歳出

(単位：千円)

款	予算額	備 考
競輪事業費	29,879,063	競輪場運営及び施設再整備に要する経費
繰出金	100,000	一般会計への繰出金
予備費	622,604	予備費
計	30,601,667	

【主要事項等】(令和7年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

事業名	人権啓発費	担当課	人権啓発推進室
予算額	140,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 啓発・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報 ・ ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催 ・ インターネット上の人権侵害への対応 ・ 人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等 <p>(2) 市町村支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発指導者養成研修会の開催 ・ インターネットによる人権侵害対策研究会の開催 ・ 市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等 		

2 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

事業名	寛永行幸四百年祭事業費	担当課	文化政策室
予算額	14,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>令和8年度に「寛永行幸」から400年の節目を迎えるにあたり、「寛永行幸」の行事を再現するイベントを実施するとともに、寛永年間に花開いた「寛永文化」を振り返る記念祭を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 行幸行列再現イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年12月6日に行幸行列の衣装や装飾品等も含めた再現イベントを数百人規模で実施 <p>(2) 寛永文化講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寛永文化ゆかりの地域で専門家等によるシンポジウムや複数の美術館・博物館が連携した展覧会、伝統産業、伝統工芸などの各種業界関係者が参加する交流会等を実施 		

事業名	京都国際アート市場活性化事業費	担当課	文化芸術課
予算額	107,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>世界各国のコレクターの来京を促す「京都国際アートフェア」等を開催し、京都で育てた作家が国際的に評価される仕組みを構築するとともに、京都の秋をアートで彩る取組を展開</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)「Art Collaboration Kyoto」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都の作家が国際的なアートの舞台に踏み出す契機とするとともに、府民が多様なアートを楽しめるよう、京都市と連携して府市の秋のアートイベントを開催 <p>(2)「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で活躍する京都ゆかりの作家が主体となり、作家自身が出展者として作品を展示販売する京都創発のアートフェアを開催 <p>(3)「Kyoto Art for Tomorrow(京都府新鋭選抜展)」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本画、洋画、工芸等の幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手作家の選抜展を開催 		
事業名	Music Fusion in Kyoto音楽祭事業費	担当課	文化政策室
予算額	45,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>誰もが親しみやすい文化である音楽を軸として地域活性化につなげるため、府内各地域でのコンサート開催や子ども向け体験プログラムを実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)室内楽コンサート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内各地の府民に身近な場所で、京都ゆかりの音楽家等による室内楽コンサートを実施 <p>(2)子ども向け体験プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室内楽コンサート開催地等で、アート体験や楽器演奏体験などの文化体験の機会を提供 		

3 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

事業名	ワールドマスターズゲームズ2027関西開催準備費	担当課	スポーツ振興課
予算額	52,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>ワールドマスターズゲームズ2027関西の円滑な開催に向けた準備を実施するとともに大会PRを行う</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会への負担金 ・大会本部設置準備等に加え、京都市と連携した開会式のにぎわい創出に係る企画作成 ・ボランティア募集と配置調整等を行うボランティアセンターの設置 ・京都府内開催競技のための広報・誘客活動等 		

4 私立学校の振興等に向けた取組

事業名	私立学校教育振興補助金	担当課	文教課																
予算額	36,301,343千円																		
事業内容	1 趣旨 私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減																		
	2 事業内容 (1)私立高等学校あんしん修学支援事業費【拡充】 ・家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減 (2)奨学のための給付金【拡充】 ・都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付 ○予算の内訳																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校運営費補助等</td> <td>28,479,460</td> </tr> <tr> <td>中学校運営費補助</td> <td>2,845,248</td> </tr> <tr> <td>小学校運営費補助</td> <td>1,339,774</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td>2,881,212</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td>185,401</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td>570,248</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36,301,343</td> </tr> </tbody> </table>			区分	予算額(千円)	高等学校運営費補助等	28,479,460	中学校運営費補助	2,845,248	小学校運営費補助	1,339,774	幼稚園運営費補助等	2,881,212	専修・各種学校教育振興補助等	185,401	私学関係団体補助	570,248	計	36,301,343
区分	予算額(千円)																		
高等学校運営費補助等	28,479,460																		
中学校運営費補助	2,845,248																		
小学校運営費補助	1,339,774																		
幼稚園運営費補助等	2,881,212																		
専修・各種学校教育振興補助等	185,401																		
私学関係団体補助	570,248																		
計	36,301,343																		

5 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

事業名	犯罪被害者等支援総合対策事業費	担当課	安心・安全まちづくり推進課
予算額	11,100千円		
事業内容	1 趣旨 「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施		
	2 事業内容 (1)犯罪被害者等支援強化事業 ・関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の設置 ・個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援を行うコーディネーターの配置 ・京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化 (2)犯罪被害者等生活再建支援事業 ・犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成 (3)犯罪被害者等法的援助助成事業 ・犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成 (4)犯罪被害者等支援府民理解促進事業 ・犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発		

6 男女共同参画の推進に向けた取組

事業名	女性活躍総合支援事業費	担当課	男女共同参画課
予算額	111,849千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>京都ウィメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 京都ウィメンズベース事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランスに関する取組を推進するための相談・研修・制度整備等の支援 ・ 企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修等を実施 <p>(2) マザーズジョブカフェ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援 <p>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談、男性相談の実施 ・ 女性の社会参画支援のため、起業支援や地域における女性支援等を実施 <p>(4) 女性つながりサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体による無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援等を実施 		

7 消費者行政の推進に向けた取組

事業名	消費者あんしんサポート事業費	担当課	消費生活安全センター
予算額	70,431千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 市町村相談センター支援事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化する消費生活相談に対応するため、「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート ・ 府全域のリアルタイムな情報共有 ・ 市町村相談センターの運営に対する助成 ・ 悪質事業者に対する調査・指導 等 <p>(2) 消費者被害防止対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質商法等被害の未然防止を図るため、多様な関係団体等と連携した見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施 ・ 市町村見守りネットワークの活動支援 等 <p>(3) 消費者教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における消費者教育の支援や、子育て世代・高齢者など年齢特性に応じた消費者教育や啓発を実施 ・ 消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開 		

8 食の安心・安全確保に向けた取組

事業名	きょうと「食の安心・安全」確保事業費	担当課	生活衛生課
予算額	34,151千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)食品衛生監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者に衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保 <p>(2)食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保 ・ 食品検査に使用する機器を更新 <p>(3)遺伝子組換え食品検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通防止及び表示と内容物との整合確認を実施することにより食の安心・安全を確保 <p>(4)試験検査機関業務管理基準(GLP)導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保 		

9 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

事業名	植物園次の100年創生事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	18,000千円		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>府立植物園の次の100年に向け、子どもたちや若い世代に向けた魅力拡大や学習・研究機能の充実により更なる飛躍を目指すための各種取組を展開する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)世界に魅せる魅力発信事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流連携協定を締結しているシンガポール植物園との企画展の開催等、植物園の魅力を広く世界に発信 <p>(2)楽しく学べる学習イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちをはじめとした幅広い世代が、植物の仕組みや植物と生きものとの関わりを楽しく学ぶことができる事業を展開 <p>(3)京都植物誌プロジェクトの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内植物の多様性を保全するため、100周年を機にスタートした「京都植物誌」の作成を進めるとともに、証拠標本の公開等を実施 		

10 向日町競輪場敷地再整備に向けた取組

事業名	(収益事業特別会計)向日町競輪場敷地再整備等事業費	担当課	文化施設政策監付
予算額	1,118,923千円(債務負担行為10,123,530千円)		
事業内容	<p>1 趣旨</p> <p>向日町競輪場基本構想に基づき、向日町競輪場敷地全体を多目的・複合的な機能を併せ持った地域の交流・賑わいの拠点へと展開していくため再整備を実施</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1)競輪場再整備・運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した向日町競輪場施設について令和11年度中のリニューアルオープンに向けて基本・実施設計等を実施 <p>(2)競輪場敷地再整備関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪場施設及びアリーナ施設の整備に必要な埋蔵文化財調査及び設計施工管理を実施 		

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

	課名	事項	予算額	事業の概要
1	人権啓発推進室	隣保館運営等助成費	337,750	隣保館の運営・活動の助成等
2	文化政策室 文化芸術課	文化の心次世代継承事業費	39,750	「文化の心」を次世代へ継承していくため、茶道・華道等の生活文化や地域の伝統文化等を深く知る機会を創出
3		こころのふるさと京都の文化財保護事業費	75,765	学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進
4		祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金	15,000	祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛・見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助
5	文教課	未入園児保育支援事業費	108,136	私立幼稚園の施設や機能を活用した育児中の保護者向けの子育て相談や育児教室、2歳児受け入れ等の実施を促進することで、育児期の不安の軽減・解消を支援
6		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	4,500	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実等を推進
7		生産性向上・人手不足対策事業費	13,000	幼稚園の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施
8		児童虐待総合対策事業費	1,000	すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
9		私立学校省エネ推進緊急対策事業費	40,000	私立学校の備品・設備の省エネ化により学校の運営コストの抑制を支援
10		保育所等活動継続支援事業費	60,000	物価高騰下においても、子どもの成長に必要な様々な体験機会を継続して確保するため、幼稚園等が行う行事や発表会に要する費用等を年間を通じて支援
11	安心・安全まちづくり推進課	初期段階再犯防止強化事業費	1,500	軽微な罪を犯した人等の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施
12	男女共同参画課	ドメスティック・バイオレンス対策事業費	5,980	家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
13	府民総合案内・相談センター	府民総合案内・相談センター運営費	33,259	府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実施
14	生活衛生課	子ども銭湯利用促進事業費	56,000	日本独自の「銭湯文化」を育み、地域コミュニティの活性化や災害時の住民支援の機能を有する銭湯を将来にわたって守るため、子どもたちの銭湯に対する認知度向上や利用促進につながる取組を支援

Ⅲ 文化生活部主要計画等

【主要計画等】

名称	内容	備考
京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画	一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権尊重の共生社会づくり施策の基本的指針を策定	計画期間： 令和8～令和18年度 (10年間)
文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針	文化が活きる京都の推進の総合的かつ効果的な実施を図るため、「文化が活きる京都の推進に関する条例」第4条に基づき策定	計画期間： 令和7年度～ (文化を取り巻く状況の変化に応じて適宜見直しを行う。)
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画	犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定 ※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)
第12次京都府交通安全計画	府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定 ※令和8年度中策定予定	計画期間： 令和8～12年度 (5年間)
京都府自転車安全利用促進計画	自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定	計画期間： 令和8～12年度 (5年間)
京都府男女共同参画計画—KYOのあけぼのプラン(第4次)後期施策	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定	計画期間： 令和8～12年度 (5年間)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)	配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定	計画期間： 令和6～10年度 (5年間)

名称	内容	備考
第2次京都女性活躍応援計画	<p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和8年度～令和17年度 （10年間）</p>
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画	<p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>	<p>計画期間： 令和7～11年度 （5年間）</p>
京都府食品衛生監視指導計画	<p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>	<p>計画期間： 令和8年度 （1年間）</p>
京都府動物愛護推進計画	<p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>	<p>計画期間： 令和3～令和12年度 （10年間）</p>

IV 関係施設

施設名	府 立 植 物 園	府 立 陶 板 名 画 の 庭
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町
電話番号	075-701-0141(代)	075-724-2188
施設の特徴	植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園	名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園
設置年月	大正13年1月	平成6年3月
敷地面積	約240,000㎡	2,849㎡
延床面積	—	—
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保有植物 約12,000種類 ○入園料(温室観覧料を含む) <ul style="list-style-type: none"> 一般 500円 65歳以上・高校生 250円 ※年間パスポートあり(一般2,000円、65歳以上・高校生1,000円、有効期間1年) ※中学生以下は無料 ※障害のある方とその介護者は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設 ○開園 9:00~17:00(入園は16:00まで) ○温室 10:00~16:00(入室は15:30まで) ○休園日 年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示 ○入園料 <ul style="list-style-type: none"> 一般(65歳未満) 200円 一般(65歳以上) 100円 ※減免対象(証明するものが必要) <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下の者 ・障害のある方とその介護者、子育て応援パスポート所持者 ・小学生を扶養する父母もしくは祖父母(府内在住)が当該小学生と共に観覧する場合、当該父母又は祖父母2名無料 ※植物園の半券を提示した場合、陶板名画の庭の一般(65歳未満)入園料が半額となる。 植物園・陶板名画の庭の合計入園料 <ul style="list-style-type: none"> 一般(65歳未満) 600円 一般(65歳以上) 300円 ○開園 9:00~17:00(入園は16:30まで) ○休園日 年末年始
運営者・管理者	府直営	北山街協同組合
担当	文化生活総務課(文化施設政策監付)	文化政策室

施設名	府 立 京 都 学 ・ 歴 彩 館	府 立 ゼ ミ ナ ー ル ハ ウ ス
項目		
所在地	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-29	〒601-0533 京都市右京区京北下中町鳥谷2
電話番号	075-723-4831	075-854-0216
施設の特徴	京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の文化・学習交流拠点	自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場
設置年月	平成28年12月	昭和51年9月
敷地面積	約13,400㎡	90,098㎡
延床面積	約24,000㎡	4,492㎡
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○交流フロア(1階) <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール484席、小ホール100席、学習室100席、展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー ○探究フロア(2階) <ul style="list-style-type: none"> ・京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約114万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能 ○開館 平日:9:00~21:00 ※京都学ラウンジは18時まで 土日:9:00~17:00 ※京都学ラウンジは16時まで ○休館日 毎月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ○本館 <ul style="list-style-type: none"> ・総合ゼミ室(定員280人)1室 ○別館 <ul style="list-style-type: none"> ・ゼミ室(洋室)(定員20~64人)5室 ・ゼミ室(和室)(定員4~40人)10室 ○ゼミ室料金(1日)1,700~54,500円 ○宿泊室(定員143人) ○運動広場 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール1面 ・テニス2面 (バレーボール、バドミントン兼用) ・レンタサイクル50台 ・オリエンテーリングコース2~5km ・キャンプファイヤー(7月~9月) ○休館日 1月~2月の第3月曜日、年末年始
運営者・管理者	府直営、一部指定管理者(コグロ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体)	一般財団法人 京都ゼミナールハウス
担当	文化政策室	文化政策室

項目	施設名	大 山 崎 山 荘	府 立 文 化 芸 術 会 館
所在地・電話番号		〒618-0071 乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3 075-957-3123(代)	〒602-0858 京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1 075-222-1046
施設の特徴		天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場	文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設
設置年月		平成8年4月	昭和45年1月
敷地面積		15,617 m ² (うち府所有10,135 m ²)	4,468 m ²
延床面積		-	4,388 m ²
施設の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○大山崎山荘周辺庭園(京都府所有) <ul style="list-style-type: none"> ・琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所) 栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形文化財に登録 ○入園料 無料 ○大山崎山荘美術館(アサヒビール㈱所有) <ul style="list-style-type: none"> ・常設展 山本(アサヒ初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示 ・企画展 ○入館料(団体割引) <ul style="list-style-type: none"> 一般 企画展ごとに設定 高・大学生 700円(600円) 小中学生 無料 ※障害者手帳、ミライロIDをお持ちの方 500円(付添者1名まで無料) ※()内は20名以上の団体料金 ○開園(開館) 10:00~17:00 ○休園日(休館日) 月曜日、年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホール 419席 ○展示室 2室 ○会議室 4室 ○開館 9:00~21:30 ○休館日 年末年始
運営者・管理者		公益財団法人 アサヒグループ財団	創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)
担当		文化政策室	文化政策室

項目	施設名	府 立 府 民 ホ ー ル (ア ル テ ィ)	府 立 堂 本 印 象 美 術 館
所在地・電話番号		〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1 075-441-1414	〒603-8355 京都市北区平野上柳町26-3 075-463-0007
施設の特徴		優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール	京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,600点余収蔵)を一堂に集めた美術館
設置年月		昭和63年10月	平成4年4月
敷地面積		4,473 m ² (公館含む)	2,435 m ²
延床面積		5,382 m ² ()	1,267 m ²
施設の内容		<ul style="list-style-type: none"> ○ホール <ul style="list-style-type: none"> ・1階 460席 ・2階 100席 ・ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能 ○開館 9:00~21:30 ○休館日 毎月第1・3月曜日、年末年始 	<ul style="list-style-type: none"> ○入館料 <ul style="list-style-type: none"> 一般 580円(460円) 高大生 450円(360円) 65歳以上 290円(230円) 中学生以下 無料 ※障害のある方は免除(証明するものが必要)、()は団体(20名以上)料金または、割引料金きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開館 9:30~17:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始
運営者・管理者		創(公益財団法人京都文化財団・株式会社コングレ共同事業体)	公益財団法人 京都文化財団
担当		文化政策室	文化政策室

施設名	府 京 都 文 化 博 物 館	府 丹 後 文 化 会 館
項目		
所在地	〒604-8183 京都市中京区三条高倉	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 1030
電話番号	075-222-0888	0772-62-5200
施設の特徴	平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合文化施設	丹後地域の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 63 年 10 月	昭和 55 年 4 月
敷地面積	4,790 m ²	7,698 m ²
延床面積	15,854 m ²	2,627 m ²
施設の内容	○総合展示 一般 600 (480) 円 大学生 400 (320) 円 高校生以下 無料 ※()内は 20 名以上の団体料金 ※障害のある方とその介護者 1 名は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設 ○開館 10:00~19:30 (入場は 19:00 まで) ○特別展 特別展ごとに料金が異なる。 ※特別展チケットで、総合展示とフィルムシアターも鑑賞可能 ○開館 10:00~18:00 毎週金曜日は 19:30 まで延長 (入場はそれぞれ 30 分前まで) ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 760 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○野外ステージ ○開館 9:00~22:00 ○休館日 毎週木曜日、年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都文化財団	公益財団法人 京都府丹後文化事業団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名	府 中 丹 文 化 会 館	府 長 岡 京 記 念 文 化 会 館
項目		
所在地	〒623-0005 綾部市里町久田 21-20	〒617-0824 長岡京市天神 4-1-1
電話番号	0773-42-7705	075-955-5711
施設の特徴	中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域文化施設	乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる広域文化施設
設置年月	昭和 58 年 5 月	昭和 63 年 5 月
敷地面積	4,050 m ²	11,000 m ²
延床面積	3,478 m ²	3,577 m ²
施設の内容	○ホール 886 席 (定員 1,000 人) ○練習室 3 室 ○開館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始	○ホール 1,000 席 ○練習室 3 室 ○開館 9:00~22:00 ○休館日 毎週月曜日、年末年始 ※大規模改修工事のため、令和 8 年 11 月 4 日から令和 10 年 1 月末まで休館 (予定)
運営者・管理者	公益財団法人 京都府中丹文化事業団	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団
担当	文化政策室	文化政策室

施設名 項目	京・和新庵～文化と産業の交流拠点～ (元府議会議員公舎(旧富岡鉄斎邸))	島津アリーナ京都 (府立体育館)
所在地 ・ 電話番号	〒602-0918 京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429 075-341-9756	〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町 075-462-9191(代)
施設の特徴	国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通じた交流拠点とすることで、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設	府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設
設置年月	昭和22年10月(建替え:令和6年1月)	昭和46年10月
敷地面積	1,267㎡	12,843㎡
延床面積	411㎡	14,015㎡
施設の内容	○洋室1(58㎡) ○洋室2(16㎡) ○茶室(7畳) ○和室1(6畳) ○和室2(10畳) ※1 予約に応じて開館(平日9:00~17:00) ※2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める日は、閉館	○第1競技場(フロア:2,242㎡) ・バレーボール・バスケットボール等3面可能 ・固定観覧席 5,016席 ・階段式移動観覧席 480席 ・大型映像装置 ○第2競技場(フロア:864㎡) ・バレーボール2面、バドミントン4面可能 ・会議室10室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など ○利用料 第1競技場 1使用区分17,670円他 第2競技場 1使用区分 6,970円他 会議室 1使用区分 1,160円他 トレーニング場 1回 400円 ○開館 9:00~21:00 ○休館日 毎月第1.2.5水曜日、年末年始
運営者・管理者	京都商工会議所	府直営
担当	文化政策室	スポーツ振興課

施設名 項目	京都トレーニングセンター	サングスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)
所在地 ・ 電話番号	〒622-0232 京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7 0771-82-2460	〒621-0804 京都府亀岡市追分町 0771-25-3331
施設の特徴	ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施	府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム
設置年月	平成28年7月	令和元年12月
敷地面積	—	33,140㎡
延床面積	5,500㎡(丹波自然運動公園内)	35,601㎡
施設の内容	○医・科学的トレーニング ○測定・分析 ・膝伸屈筋力測定 ・基礎体力測定 ・体組成測定 ・動作分析、映像加工 ○各種指導・相談 ・トレーニング指導 ・栄養相談 ・コンディショニング指導 ・メンタルサポート ・メディカルサポート、医事相談 ○開館 9:00~21:00 ○休館日 年末年始	○フィールド 126m×84m ○観客席 約21,600席 観戦環境:スタンド最前列からピッチまで 7.5~10.5m、高低差1.2m 屋根:観客席より2m張り出し ・大型映像設備 2面 ・帯状映像設備 3ヶ所 ・サイネージ 37台 ・会議室等 37室 ・フードコート 2店舗 ・クライミング ホール、リフト、スピード ・3×3バスケットコート 2面 ・足湯施設 ・VR・eスポーツ施設 ○開館 9:00~21:00 ○休館日 年末年始
運営者・管理者	公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協会	合同会社ビバ&サング
担当	スポーツ振興課	スポーツ振興課

項目	施設名	府 交 通 事 故 相 談 所	府男女共同参画センター (ら ら 京 都)
所在地・ 電話番号	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府庁旧本館1階 075-414-4274 (舞鶴支所) 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 (中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階) 075-414-4274	〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F 075-692-3433	
施設の特徴	専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設	男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設	
設置年月	昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月	平成8年4月	
敷地面積	—	—	
延床面積	71㎡ (舞鶴支所) 26.5㎡	—	
施設の内容	<p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容 示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等 受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 面接相談/9:00～11:30、13:00～16:30 電話相談/9:00～16:30 <p>○巡回相談(予約制) 月1～2回 各広域振興局総合庁舎において実施</p> <p>○弁護士相談(予約制) 本所/偶数月 交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応</p>	<p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウィメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談室 1室 ○チャレンジオフィス 1室(5区画) ○ワーキングルーム 1室 ○ミーティングルーム 1室 ○交流コーナー <p>○開館 月～土曜日9:00～19:00 ○休館日 日曜日、祝日、年末年始</p>	
運営者・管理者	府直営	一般財団法人 京都府民総合交流事業団	
担当	安心・安全まちづくり推進課	男女共同参画課	

施設名	京都動物愛護センター	京都向日町競輪場
項目		
所在地 電話番号	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 075-671-0336 (支所) 〒610-1101 京都市西京区大枝沓掛町 24-5	〒617-0002 京都府向日市寺戸町西ノ段 5 075-921-0321
施設の特徴	人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設	自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設
設置年月	平成27年4月(支所:昭和63年4月)	昭和25年11月
敷地面積	11,312 m ²	57,888.55 m ²
延床面積	1,273 m ² (支所:416 m ²)	—
施設の内容	<p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p><付帯施設・設備></p> <p>○事務所棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議室 ・ふれあい室 <p>○動物棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療室 ・収容室、検疫室、譲渡室 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドッグラン(利用料) 共用ゾーン 1頭につき300円/時間 専用ゾーン(要事前予約) 5頭まで3,050円/時間 ※6頭目からは1頭を超えるごとに300円追加 ・トリミングルーム(利用料) 1,010円/時間 <p>○開所 9:00~17:00</p> <p>○休所 木曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始</p>	<p>○向日町競輪場再整備に伴い、解体工事を実施中 令和11年度のリニューアルオープンを予定 他場借上による本場開催及び他場開催の車券を販売中</p> <p>○入場料 無料</p> <p>○開門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門</p> <p>○休場日 不定休</p>
運営者・管理者	府・市共同運営	株式会社 J P F
担当	生活衛生課	文化生活総務課(文化施設政策監付)

施設名	旅券事務所
項目	
所在地 ・ 電話番号	〒600-8216 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町京 都駅ビル8階
施設の特徴	旅券法の規定に基づき、府民に対して旅券発 給事務（地方自治法に基づく法定受託事務）を 行っている施設 ※各広域振興局の旅券窓口においても同様の事 務を実施
設置年月	昭和45年 8月
敷地面積	488㎡
延床面積	—
施設の内容	○所内設備 ・受付 ・待合ロビー ・申請窓口 ・交付窓口 ・事務室 ○その他 ・子育て応援レーン ・授乳室 ・団体申請室 ○受付時間 ・申 請：月～金曜日 9:00～16:30 ・交付(受取)：月・水・金・日曜日9:00～16:30 火・木曜日 9:00～19:00 ○閉所日 土曜日・祝日(日曜を除く)・休日及び年末年始
営者・管理者	府直営
担当	文化生活総務課

京都府健康福祉行政の概要

(令和8年度版)

京都府健康福祉部

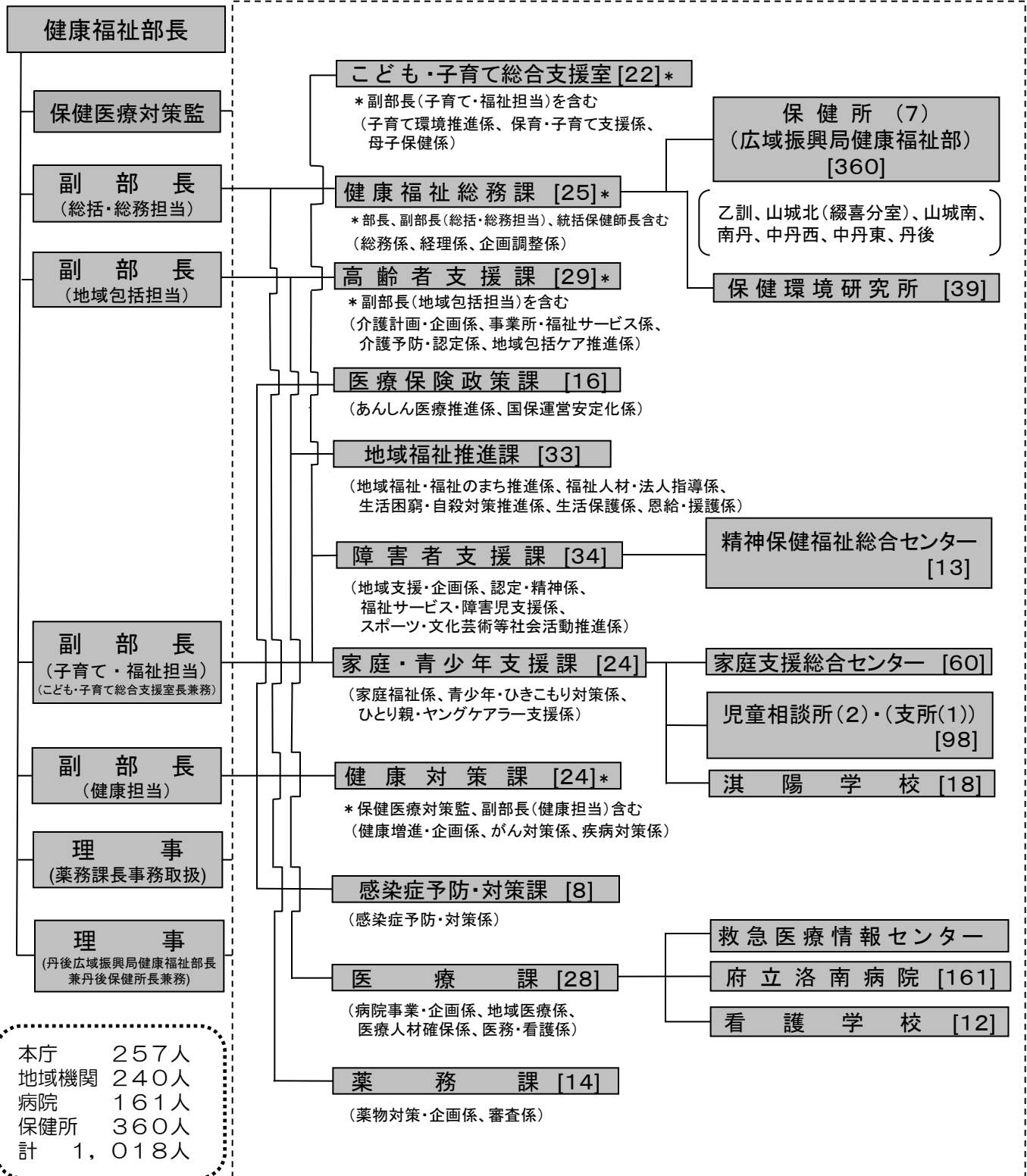
目次

第1 健康福祉部の組織	1
1 健康福祉部の執行体制(令和8年6月1日現在)	1
2 所掌事務	2
3 健康福祉部関係附属機関	12
第2 令和8年度健康福祉部予算	15
1 一般会計予算	15
2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算	15
3 国民健康保険事業特別会計予算	15
4 病院事業会計予算	15
5 施策の柱	16
6 令和8年度主要事項一覧	17
資料	20
1 健康福祉部関係の主要計画等一覧	21
2 健康福祉年表 ダイジェスト	25
3 主要指標の状況	27
4 京都府所管保健所等一覧	28

第1 健康福祉部の組織

1 健康福祉部の執行体制(令和8年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・10課、34係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所(広域振興局健康福祉部)をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



本庁 257人
地域機関 240人
病院 161人
保健所 360人
計 1,018人

全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4. 5. 1)

2 所掌事務

本 庁

課 名	所 掌 事 務
こども・子育て 総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関すること。 (2) 次世代育成に関すること。 (3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 児童手当に関すること。 (6) 児童健全育成事業に関すること。 (7) 保育所及び認定こども園に関すること。 (8) 保育士に関すること。
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 (3) 健康危機管理の総合調整に関すること。 (4) 厚生統計調査に関すること。 (5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に係ること。 (6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関すること。 (7) 部内の人事及び組織に関すること。 (8) 部に属する予算の経理に関すること。 (9) 部の広聴及び広報の総括に関すること。 (10) 部内他課の主管に属さないこと。
高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関すること。 (3) 介護支援専門員に関すること。 (4) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関すること。 (5) 京都府立洛南寮に関すること。 (6) 社会福祉施設の指導に関すること。 (7) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (8) 介護サービスの質の向上に関すること。 (9) 社会福祉施設の第三者評価等に関すること。 (10) 介護認定審査会の運営に関すること。 (11) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関すること。 (12) 介護保険審査会の設置及び運営等に関すること。 (13) 訪問介護員養成研修に関すること。 (14) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること。 (15) 公益財団法人京都 SKY センターに関すること。 (16) 老人クラブの育成指導に関すること。 (17) 介護予防事業に関すること。 (18) 地域包括ケアの推進に関すること。 (19) 地域リハビリテーションの推進に関すること（障害者支援課の主管に属するものを除く。）。

課 名	所 掌 事 務
医療保険政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療制度に係る企画調整に関する事。 (2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関する事。 (3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関する事。 (4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関する事。 (5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関する事。 (6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関する事。 (7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関する事。 (8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する事。 (9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関する事。
地域福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進に関する事。 (2) 生活困窮者の自立支援に関する事。 (3) 生活保護に関する事。 (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。 (5) 自殺対策に関する事。 (6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関する事。 (7) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。 (8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関する事。 (9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関する事。 (10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関する事。 (11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関する事。 (12) 戦傷病者の援護に関する事。 (13) 地域福祉振興に関する事。 (14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関する事。 (15) 民生委員に関する事。 (16) 福祉人材の確保及び定着に関する事。 (17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関する事。 (18) 社会福祉施設の振興に関する事。

課 名	所 掌 事 務
障 害 者 支 援 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。 (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。 (6) 障害者の社会参加の促進に関すること。 (7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。 (9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。 (10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。 (11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。
家庭・青少年支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待対策に関すること。 (2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。 (3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。 (4) 児童委員に関すること。 (5) 要保護女性の福祉に関すること。 (6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。 (7) 青少年活動の推進に関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。 (10) 非行・ひきこもり対策に関すること。 (11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (13) 子どもの貧困対策に関すること。 (14) ヤングケアラーの支援等に関すること。
健 康 対 策 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 地域保健対策に関すること。 (3) がん対策に関すること。 (4) 難病の保健医療に関すること。 (5) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。 (6) 歯科保健に関すること。 (7) 栄養改善及び栄養士に関すること。 (8) 小児慢性特定疾病に関すること。 (9) その他健康対策に関すること。

感染症予防・対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 結核予防に関すること。 (3) 予防接種に関すること。 (4) その他感染症の予防及び対策に関すること。
医 療 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。 (2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。 (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。 (4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。 (5) 医療法人に関すること。 (6) 死体の解剖及び保存に関すること。 (7) 災害応急衛生救護に関すること。 (8) 救急医療情報センターに関すること。 (9) 洛南病院及び看護学校に関すること。
薬 務 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 薬剤師に関すること。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (3) 薬事支援に関すること。 (4) 献血に関すること。 (5) 採血業に関すること。 (6) 毒物及び劇物に関すること。 (7) 覚醒剤に関すること。 (8) 薬用植物の栽培に関すること。 (9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。 (10) 温泉に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (12) 室内空気環境に関すること。 (13) 造血幹細胞移植に関すること。 (14) 衛生検査所に関すること。 (15) その他薬事に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(企画調整課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関する事。 (2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関する事。 (3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関する事。 (4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関する事。 (5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関する事。 (6) 地域医療対策の推進に関する事。 (7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関する事。 (8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関する事。 (9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関する事。 (10) 死体の解剖及び保存に関する事。 (11) 災害援助に関する事。 (12) 老人福祉に関する事 (13) 介護保険に関する事。 (14) 引揚者等援護に関する事。 (15) 元軍人軍属の身上取扱いに関する事。 (16) 部(所)内の総務事務に関する事。 (17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。 <p>(保健課)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域保健の推進に関する事。 (2) 衛生思想の普及及び向上に関する事。 (3) 公衆衛生看護業務に関する事。 (4) 健康相談に関する事。 (5) 感染性疾患に関する事。 (6) 結核に関する事。 (7) 予防接種に関する事。 (8) 原子爆弾被爆者に関する事。 (9) 栄養改善及び栄養士に関する事。 (10) 生活習慣病に関する事。 (11) 難病に関する事。 (12) 小児慢性特定疾病に関する事。 (13) 歯科保健に関する事。 (14) 献血に関する事。 (15) 造血幹細胞移植に関する事。 (16) 老人保健に関する事。 (17) 母子保健に関する事。 (18) 老人福祉に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (19) 介護保険に関する事(企画調整課の主管に属するものを除く。) (20) その他健康の保持及び増進に関する事。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	(福祉課) (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) 民生委員及び児童委員の指導に関すること。 (4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 身体障害者福祉に関すること。 (6) 知的障害者福祉に関すること。 (7) 精神保健福祉に関すること。 (8) 障害者及び障害児の自立支援に関すること。 (9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること。 (10) 支援費制度に関すること。 (11) 福祉のまちづくりに関すること。 (12) その他福祉に関すること。
	(山城北保健所綴喜分室) (1) 災害援助に関すること。 (2) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (3) 生活保護に関すること。 (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。 (5) 精神保健福祉に関すること。 (6) 地域保健の推進に関すること。 (7) 衛生思想の普及及び向上に関すること。 (8) 公衆衛生看護業務に関すること。 (9) 健康相談に関すること。 (10) 感染性疾患に関すること。 (11) 結核に関すること。 (12) 生活習慣病に関すること。 (13) 難病に関すること。 (14) 小児慢性特定疾病に関すること。 (15) 造血幹細胞移植に関すること。 (16) 母子保健に関すること。 (17) その他健康の保持及び増進に関すること。
	(衛生課) (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関すること。 (2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。 (3) 食品衛生に関すること。 (4) ふぐ処理師に関すること。 (5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 (6) 墓地及び埋火葬に関すること。 (7) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 (8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。 (9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関すること。 (10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関すること。

地域機関名	所 掌 事 務
保 健 所 (広域振興局健康福祉部保健所)	<p>(続き)</p> <p>(11) 住宅及び衣類の衛生に関すること。 (12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関すること。 (13) 住宅宿泊事業に関すること。 (14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関すること。 (15) 下水道終末処理場に関すること。 (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 (17) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。 (18) 毒物及び劇物に関すること。 (19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関すること。 (20) 温泉に関すること。 (21) 衛生上の試験検査に関すること。 (22) その他生活衛生及び業務に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 廃棄物の処理に関すること。 (3) 浄化槽に関すること。 (4) 大気汚染の防止に関すること。 (5) 水質汚濁の防止に関すること。 (6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。 (7) 環境保全に係る試験検査に関すること。 (8) その他環境対策に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p> <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。 (2) 衛生上の試験検査に関すること。 (3) 環境保全に係る試験検査に関すること。</p> <p>※中丹西保健所にのみ設置</p>
保 健 環 境 研 究 所	<p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 (2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること (4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。 (7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
保健環境研究所	<p>(続き)</p> <p>(8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(10) 試験検査技術者の研修に関すること。</p> <p>(11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。</p> <p>(12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p>
家庭支援総合センター	<p>(1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。</p> <p>(2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。</p> <p>(3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(6) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(8) 里親に関すること。</p> <p>(9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(10) 施設退所者の生活支援に関すること。</p> <p>(11) 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下この項において「困難な問題を抱える女性」という。）に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること。</p> <p>(12) 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>(13) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。</p> <p>(14) その他困難な問題を抱える女性に関する業務を行うこと。</p> <p>(15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p> <p>(16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
家庭支援総合センター（続き）	<p>（続き）</p> <p>(18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>(19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>(22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p>
児童相談所（家庭支援センター）	<p>(1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。</p> <p>(2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。</p> <p>(5) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(7) 里親に関すること。</p> <p>(8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p>
淇陽学校	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。</p> <p>(2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。</p>
救急医療情報センター	<p>(1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。</p>

地域機関名	所 掌 事 務
洛 南 病 院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。
看 護 学 校	看護師の養成に関すること。
精 神 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。 (4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。 (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。 (6) 精神医療審査会に関すること。 (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。 (9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。 (10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。 (11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。 (12) 精神科病院の指導監督に関すること。 (13) 精神保健指定医に関すること。 (14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

3 健康福祉部関係附属機関

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議
京都府介護認定審査会	介護保険法第38条第2項	府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定
京都府介護保険審査会	介護保険法第184条	市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理
京都府国民健康保険審査会	国民健康保険法第92条	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第129条	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査
京都府国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申
京都府医療扶助審議会	京都府附属機関設置条例第1条	要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申
京都府自殺対策推進協議会	京都府自殺対策に関する条例第20条	自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議
京都府精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項	精神保健福祉に関する事項の調査審議
京都府精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査
京都府障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項	市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査
京都府障害者相談等調整委員会	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条	条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議
京都府青少年健全育成審議会	青少年の健全な育成に関する条例第24条の14	有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議
京都府小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査
京都府感染症診査協議会 (府内3協議会を設置)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項	・ 感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議 ・ 感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議
京都府指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項	特定医療費の支給認定についての審査
京都府がん対策推進協議会	京都府がん対策推進条例第17条	都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議
歯と口の健康づくり推進協議会	京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条	保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理
京都府医療審議会	医療法第72条第1項	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議

名 称	根 拠 法 令	事 項
京都府麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法 第58条の13第1項	麻薬中毒患者の入院措置に関する審査
京都府薬事審議会	京都府附属機関設置条例 第1条	薬事に関する重要事項の調査審議
京都府薬物等指定審査会	京都府薬物の濫用の防止 に関する条例第28条第1 項	知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等 のための調査審議
京都府循環器病対策推進協議会	健康寿命の延伸等を図る ための脳卒中、心臓病そ の他の循環器病に係る対 策に関する基本法第21条	京都府循環器病対策推進計画の推進等に当 たり、必要な事項を協議

〈指定管理施設〉

施 設 名	指定管理者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立心身障害者福祉センター ・ 府立洛南寮 ・ 府立東山母子生活支援施設 ・ 府立視力障害者福祉センター ・ 府立桃山学園 ・ 府立こども発達支援センター 	社会福祉法人京都府社会福祉事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立総合社会福祉会館 	日本管財株式会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 府立舞鶴こども療育センター 	国家公務員共済組合連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立青少年海洋センター 	公益社団法人京都府青少年育成協会

第2 令和8年度 健康福祉部予算

1 一般会計予算

令和8年度の健康福祉部の一般会計予算は総額2,078億27百万円余で、骨格的な予算ではあるものの、前年度予算と比較して3.3%の増となっている。

主な増減は、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、子ども・子育て支援新制度基盤整備費、児童措置費の増、医薬費については、地域医療機能強化特別事業費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円，%)

款・項	令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
総務費	345,285	351,553	▲6,268	98.2
企画費	345,285	351,553	▲6,268	98.2
民生費	193,203,488	186,360,886	6,842,602	103.7
社会福祉費	150,730,480	147,232,457	3,498,023	102.4
児童福祉費	39,322,756	35,967,857	3,354,899	109.3
生活保護費	3,150,252	3,160,572	▲10,320	99.7
衛生費	14,279,090	14,381,724	▲102,634	99.3
公衆衛生費	5,303,532	5,047,079	256,453	105.1
保健所費	2,349,604	2,229,604	120,000	105.4
医薬費	6,625,954	7,105,041	▲479,087	93.3
計 (A)	207,827,863	201,094,163	6,733,700	103.3
府全体 (B)	1,043,260,000	1,029,881,000	13,379,000	101.3
全体比 (A)／(B)	19.9	19.5		

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
410,914	381,541	29,373	107.7

3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
214,792,431	218,864,862	▲4,072,431	98.1

4 病院事業会計予算

(単位：千円，%)

令和8年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減	前年度比
3,310,097	6,224,548	▲2,914,451	53.2

令和8年度京都府予算編成の基本方針

- 令和8年度当初予算については、骨格的予算として編成
- 目下の最重要課題である、物価高騰等の影響を受ける府民生活や事業活動への対策のほか、府民の命と健康を守る医療・福祉、防災・減災などの安心・安全対策や、新年度に合わせた子育て・教育分野への対応など、年度当初から取り組むことが必要な事業を計上。
- 国の経済対策も最大限に活用し、2月補正と併せて切れ目のない14ヶ月予算として編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

府民生活や事業活動を守る物価高騰対策

- 府民生活を守り向上させるための取組
 - ▶ 乳幼児家庭外出支援事業費(2月補正)
 - ▶ 保育所等活動継続支援事業費(2月補正)
 - ▶ 児童福祉施設特別支援事業費(2月補正)
 - ▶ きょうとこどもの城等特別支援事業費(2月補正)
 - ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費(2月補正)
- 事業活動を守り発展させるための取組
 - ▶ 生産性向上・人手不足対策事業費(2月補正)

府民の安心・安全対策

- 安心できる健康・医療・福祉の充実
 - ▶ 看護師等確保・定着対策事業費
 - ▶ 総合医師確保対策費
 - ▶ 子どもの心の診療ネットワーク事業費
 - ▶ 高齢者施設等利用者支援事業費(2月補正)
 - ▶ 介護現場業務効率化促進事業費(2月補正)
 - ▶ 福祉医療制度充実費

子育て・教育環境の充実

- 子育て環境の充実
 - ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
 - ▶ きょうと婚活応援強化事業費

【令和8年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和7年度2月補正予算を含む

事項名	予算額 (千円)	事業の概要
第1 府民生活や事業活動を守る物価高騰対策		
1 府民生活を守り向上させるための取組		
(1) 乳幼児家庭外出支援事業費 (2月補正 400,000)	400,000	・こども連れでの外出の負担を軽減するため、外出応援キットを配布するとともに、授乳等ができるスペースの設置を促進し、乳幼児家庭を支援
(2) 保育所等活動継続支援事業費 (2月補正 240,000)	240,000	・物価高騰下においても、子どもの成長に必要な様々な体験機会を継続して確保するため、保育施設等が行う行事や発表会に要する費用等を支援
(3) 児童福祉施設特別支援事業費 (2月補正 9,000)	9,000	・物価高騰下においても、入所児童の健やかな成長を守るため、児童福祉施設が実施する、養育環境や学習環境の整備等への支援を実施
(4) きょうとこどもの城等特別支援事業費 (2月補正 25,000)	25,000	・子ども食堂やこどもの居場所において開催されるBBQやクリスマス会等の特別な体験活動に要する経費への支援や、育ち盛りの子どもたちが適切な食事をとれるよう食材費高騰分の支援を実施
(5) 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費 (2月補正 140,000)	140,000	・物価高騰等の影響により、生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供
2 事業活動を守り発展させるための取組		
(1) 生産性向上・人手不足対策事業費 (2月補正 424,000)	424,000	・中小企業や社会福祉施設、保育所・幼稚園等の環境改善を図るため、業種・業界の垣根を越えて3S・5Sをはじめとした持続的な生産性向上に資する取組を学び・実践する仕組みを構築し、ソフトとハードを組み合わせた一体的な支援を実施
第2 府民の安心・安全対策		
1 安心できる健康・医療・福祉の充実		
(1) 看護師等確保・定着対策事業費	682,195	・府内における医療提供体制を確保するため、看護師等がライフステージに応じて働き続けられるよう、養成の充実、確保・定着の推進、資質の維持・向上、再就業の促進の4本柱で総合的かつ一体的な看護師等確保対策を推進
(2) 総合医師確保対策費	967,505	・医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター(KMCC)」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進
(3) 子どもの心の診療ネットワーク事業費	28,000	・専門医療機関と地域の医療機関との連携による診療体制の構築により、発達障害児の初診待機期間短縮を図るため、ネットワークの拠点となる府立医科大学に専従医師等を配置
(4) 高齢者施設等利用者支援事業費 (2月補正 200,000)	200,000	・物価高騰が続く中、高齢者施設等の利用者からの実費徴収により実施される行事に要する費用を支援することで、利用者の負担を軽減
(5) 介護現場業務効率化促進事業費 (2月補正 12,000)	12,000	・ケアプランの受け渡しのデジタル化を推進することで、介護事業所の事務負担を軽減
(6) 福祉医療制度充実費	8,284,783	
ア 京都子育て支援医療助成費 (3,939,632)	(3,939,632)	・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施
イ ひとり親家庭医療給付事業助成費 (988,984)	(988,984)	・市町村が実施するひとり親家庭医療給付事業に対する助成
ウ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費 (2,037,440)	(2,037,440)	・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成
エ 重度心身障害老人健康管理事業助成費 (1,079,051)	(1,079,051)	・市町村が実施する重度心身障害老人健康管理事業に対する助成
オ 老人医療給付事業助成費 (239,676)	(239,676)	・市町村が実施する老人医療給付事業に対する助成
第3 子育て・教育環境の充実		
1 子育て環境の充実		
(1) プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費	2,400	・幼児期から社会人まで切れ目のないプレコンセプションケアを推進するため、小・中学校等へ助産師を派遣し、出前授業を実施
(2) きょうと婚活応援強化事業費	16,200	・企業等と連携した婚活支援を推進するため、取組企業の拡大や企業間マッチングを強化するとともに、体験型婚活イベントの充実やAI活用により出会いの場を提供

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
第4 その他の主要事項		
(1) 子育て環境日本一推進戦略事業費 (うち2月補正 674,000)	27,207,513	
ア 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」 子ども”ええ顔”発信事業費	(6,000)	・子育てに対するポジティブなイメージを幅広い年代へ普及するため、京都サンガF.C.、京都ハンナリーズ、文化施設、学生等と連携したPRや府内各地でキャラバンを実施
イ きょうとこどもの城づくり事業費 (うち2月補正 25,000)	(225,494)	・ひとり親家庭など様々な課題を抱える子どもをはじめとする全ての子どもを受け入れる「こどもの城」への支援や「きょうとフードセンター」を中心とした寄付食材及び人材のマッチング実施に加え、市町村が行う居場所事業への支援を新たに実施
ウ 保育環境等向上支援事業費	(80,000)	・子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進
エ 妊娠・出産・子育て総合相談体制 整備事業費	(10,000)	・性や妊娠に関する疑問や悩みなどの相談支援を行う個別アプローチを進めるため、若年層が相談しやすく、幅広い悩みに対応できるよう相談体制を整備し、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施
オ その他 (うち2月補正 649,000)	(26,886,019)	
(2) 京都市地域包括ケアセカンドステ ージ事業費 (うち国民健康保険事業特別会計 28,950)	2,606,171	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進
ア 地域支え合い型生活支援推進事業	(142,015)	
(7) 地域における介護予防や生活支 援の促進	(34,225)	・高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体による取組の充実に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組を推進
(4) データヘルスの推進など市町村 域を越えた課題への対応	(45,027)	・きょうと健康長寿・未病改善センターの運営やエビデンスに基づくデータヘルスの推進など、市町村が実施する健康増進事業への支援
(5) 市町村や団体等が活動しやすい 土壌づくり	(62,763)	・京都地域包括ケア推進機構の運営や各保健所に設置した共助型生活支援推進隊による働きかけ
イ 地域包括ケア基盤の整備等	(2,464,156)	
(7) 地域包括ケア基盤の整備 (うち2月補正 281,000)	(2,317,968)	・介護施設の整備や在宅医療提供体制の充実を進めるとともに、ケアプランデータ連携システムの導入など介護現場の業務効率化を支援し、地域包括ケア基盤の整備を総合的に推進
(4) 認知症施策の推進 (うち2月補正 5,000)	(88,442)	・認知症になっても本人の意志が尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症応援大使による府民への情報発信等の普及啓発に係る取組を強化
(5) リハビリテーションプロジェク トの推進	(57,746)	・急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進
(3) 訪問介護等サービス提供体制確保支 援事業費 (2月補正 208,000)	208,000	・地域における必要な訪問介護等サービスの提供体制を確保するため、厳しい経営状況にある訪問介護等事業所への支援を実施
(4) 自殺防止総合対策事業費	78,363	・京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、ライフステージや属性(世代・性別等)の状況や課題に応じた取組など、自殺対策を総合的に推進
(5) 発達障害者支援体制整備事業費	107,890	・発達障害児・者への切れ目ない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施
(6) 障害者施設整備助成費 (うち2月補正 45,000)	149,000	・障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成
(7) 障害者文化・スポーツ振興費	76,282	・障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進
(8) 医療的ケア児支援強化事業費	19,169	・医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営や府立特別支援学校における通学時の支援を実施

事 項 名	予 算 額 (千 円)	事 業 の 概 要
(9) 子どもの未来を守る事業費 (うち2月補正 25,000) (母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計) ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金 (410,914) イ その他 (530,494) (うち2月補正 25,000)	941,408	・ 母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施
(10) ひとり親家庭等見守り・生活応援事業費 (うち2月補正 25,000)	581,993	・ 厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守りの強化などを行い、ひとり親家庭等が安心して暮らしていけるようサポートを実施
(11) 児童虐待総合対策事業費	177,190	・ すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進
(12) 青少年再チャレンジ支援事業費	17,494	・ 非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施
(13) ひきこもり自立支援総合事業費	77,209	・ ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施
(14) ヤングケアラー支援体制強化事業費	31,000	・ ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施
(15) ドメスティック・バイオレンス対策事業費	20,616	・ 家庭支援総合センター(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施
(16) がん対策総合推進事業費	211,999	・ 京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進
(17) 歯と口の健康づくり事業費 (うち2月補正 38,000)	64,965	・ 京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進
(18) 医療機関等経営改善支援事業費 (2月補正 1,308,000)	1,308,000	・ 地域の医療体制を確保するため、医療需要の変化等の影響を受けて厳しい経営状況にある医療機関等への支援を実施
(19) 医療施設設備整備助成費	452,000	・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保や、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能の維持に向けた医療施設・設備等の整備に対して助成
(病院事業会計) (20) 洛南病院建替整備事業費	238,489	・ 施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施
(21) 薬物乱用ゼロ推進事業費	11,497	・ 府民、特に小中高中生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進

資料

健康福祉部関係の主要計画等一覧

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府子ども・子育て支援事業支援計画 (令和7年度～11年度)	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として、府内市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を定めた計画	次世代育成支援対策推進法
	子ども・子育て支援事業支援計画	【主な事項】 ①区域の設定 ②各年度の教育・保育等の量の見込み及びその確保方策 ③教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	子ども・子育て支援法
京都府保健医療計画 (令和6年度～11年度)	医療計画	人口構造や疾病構造の変化、医療提供体制を取り巻く環境の著しい変化や課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、持続可能な医療を提供する体制の構築を目的としており、医療計画、健康増進計画の内容を網羅した保健医療の基本計画	医療法
	健康増進計画	【主な対策】 ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備 ②府民・患者の視点に立った安心・安全な医療提供体制の確立 ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供	健康増進法
第10次京都府高齢者健康福祉計画 (令和6年度～8年度)	老人福祉計画	急速に高齢化が進む一方で、少子高齢化の進行により現役世代が減少する中、高齢になっても生きがいを持って活躍でき、支援が必要になっても安心して生活できる社会を、それぞれの地域の実情に応じて構築するため、3つの計画を一体的に定めた高齢者の健康福祉に関する総合計画	老人福祉法
	介護保険事業支援計画		介護保険法
	高齢者居住安定確保計画		【主な施策】 ①地域包括ケア推進機構を中心とした地域包括ケアの一層の推進 ②高齢者の在宅生活を支えるための基盤整備 ③介護予防・生活支援の充実
京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第4期) (令和6年度～11年度)	医療費適正化計画	健康寿命の延伸及び効率的な医療の提供等の推進に向けた努力目標・施策を示し、この取組を基に推計した中期的な医療費の推移に関する見通しを明らかにするもの 【主な施策】 ①府民の健康の維持 ②安全で良質かつ効率的な医療の提供の推進 ③第10次京都府高齢者健康福祉計画の推進	高齢者の医療の確保に関する法律
京都府国民健康保険運営方針 (令和6年度～11年度)	国民健康保険運営方針	府が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、府及び市町村に共通する運営に関する事項を記載した方針 【主な事項】 ①保険料の徴収の適正な実施に関する事項 ②保険給付の適正な実施に関する事項 ③保健事業の充実(健康寿命の延伸)	国民健康保険法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府地域福祉支援計画 (令和6年度～10年度)	地域福祉支援計画	府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示す計画 【主な対策】 ①地域における包括的な支援体制の整備 ②様々な地域福祉課題に対する取組 ③地域福祉を支える担い手の確保・育成	社会福祉法
第3次京都府自殺対策推進計画 (令和8年度～12年度)	自殺対策計画	府、国、市町村及び府民等が一体となって自殺対策を推進し、悩み苦しんでいる方々が孤立することを防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的として、府内における自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画 【主な対策】 ①自殺の問題に関する府民の理解促進 ②自殺の背景となる社会的な要因の軽減 ③自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備	自殺対策基本法
京都府障害者・障害児総合計画 (令和6年度～11年度)	障害者基本計画	障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に定めた、障害者施策に関する総合的な計画 【主な対策】 ①支援体制の充実 ②障害及び求められる配慮等に関する理解の促進相互の交流を促進 ③障害のある人とない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施	障害者基本法
	障害福祉計画		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	障害児福祉計画		児童福祉法
	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画		視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
京都府依存症等対策推進計画 (令和3年度～8年度)	アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害やギャンブル等依存症の発生、進行、再発の各段階に応じた予防、回復のための対策と、当事者やその家族が日常生活や社会生活を円滑に営むための支援を推進するため、依存症等対策の基本計画として策定するもの 【主な対策】 ①当事者と家族を早期に相談、治療、回復支援につなげる連携体制の強化 ②地域における人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備	アルコール健康障害対策基本法
	ギャンブル等依存症対策推進計画		ギャンブル等依存症対策基本法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (第5次) (令和6年度～10年度)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画	DV被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざす計画 【主な対策】 ①暴力を許さない社会の実現 ②被害者の状況に応じた継続的な支援の実施 ③地域の実情、課題に応じた支援体制の確立	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画 (令和6年度～10年度)	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画	困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、京都府が実施すべき施策を定めた計画 【主な施策】 ①困難な問題を抱える女性等に向けた情報提供 ②アウトリーチ等により早期発見できる環境整備 ③人材育成・研修及び相談・保護体制の充実	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
第3次京都府子どもの貧困対策推進計画 (令和7年度～11年度)	子どもの貧困対策についての計画 自立促進計画	貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とし、子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指した計画 【主な施策】 ①連携推進体制の構築 ②ライフステージを通した子どもへの支援 ③ライフステージ別の子どもへの支援	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 母子及び父子並びに寡婦福祉法
京都府感染症予防計画 (令和6年度～11年度)	予防計画	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもので、府では保健医療計画の別冊として感染症予防計画を位置づけ 【主な施策】 ①感染症の発生の予防及びまん延の防止 ②情報の収集、調査及び研究 ③検査の実施体制及び検査能力の向上	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第3期京都府がん対策推進計画 (令和6年度～11年度)	がん対策推進計画	府民が、がんによる健康への影響を受けることのないようにするとともに、がん患者及びその家族が療養生活に伴う様々な不安の軽減を図れるよう、がんの予防、早期発見、医療提供体制の整備、がんと共生等のがん対策を重点的・総合的に推進するための計画 【主な対策】 ①がん予防・がん検診の強化 ②がん医療体制の整備・充実 ③がんと共生社会の実現	がん対策基本法

名称	法定計画名	計画の内容	根拠法令
京都府循環器病対策推進計画 〔令和6年度～11年度〕	循環器病対策推進計画	府民の健康寿命の延伸及び年齢調整死亡率の減少を目指し、循環器病の予防、早期発見、早期治療及び再発予防等の循環器病対策を重点的・総合的に推進するための計画 【主な対策】 ①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 ②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
京都府献血推進計画 〔令和8年度〕	献血推進計画	献血について府民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう献血の目標、その目標を達成するための取組等を定める計画 【主な取組】 ①安全確保対策の徹底 ②健康づくりの支援 ③普及啓発活動の実施	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

健康福祉年表 ダイジェスト

年	国の動き	府の取組
平28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども・子育て支援法改正(4月) ◆ 熊本地震(4月) ◆ 神奈川県内の知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月) ◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都府少子化対策条例施行(4月) ◆ 熊本地震における被災地支援 ・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣 ◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月) ◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月) ◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月) ◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月) ◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)
平29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月) ◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月) ◆ 民生委員制度創設100周年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月) ◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月) ◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月) ◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月) ◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)
平30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月) ◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月) ◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月) ◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月) ◆ きょうとフードセンター開設(3月) ◆ 京都認知症総合センター開設(4月) ◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月) ◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月) ◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月) ◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)
平31 2019	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月) ◆ 「平成」から「令和」への改元(5月) ◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月) ◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月) ◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月) ◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月) ◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月) ◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月) ◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月) ◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)
令2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月) ◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出た「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月) ◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月) ◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月) ◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月) ◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月) ◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月) ◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月) ◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月) ◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)

年	国の動き	府の取組
令3 2021	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月) ◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月) ◆ 東京パラリンピック開催(8月) ◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅療養者生活支援事業の実施(1月) ◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月) ◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月) ◆ パラスポーツ体験会を開催(7月) ◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場(8月) ◆ 入院待機ステーションの設置(8月) ◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)
令4 2022	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 宮城・福島で震度6強(3月) ◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月) ◆ 不妊治療が保険適用に(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月～) ◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月) ◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設(4月) ◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月) ◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月～10月) ◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)
令5 2023	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る(2月) ◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月) ◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月) ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月) ◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 親子健康手帳(京都府版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月) ◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援サポーター」に就任(6月) ◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月) ◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月) ◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月) ◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)
令6 2024	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 石川・能登半島で震度7(1月) ◆ 障害者差別解消法が改正され、事業者による障害者への合理的配慮の提供を義務化(4月) ◆ パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会開催(7月～8月) ◆ 気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表(8月) ◆ マイナンバーカードと健康保険証を一体化(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 能登半島地震の被災地支援として、DHEAT、保健師等の保健医療福祉活動チームを派遣(1月) ◆ ヤングケアラーの啓発マンガを作成(4月) ◆ 地域包括連携協定による、おむつも購入できる自動販売機をイオンモールKYOTO、京都駅ビル等に設置(5月) ◆ 「親子誰でも通園モデル事業」を開始(7月) ◆ 精神障害者に係る医療費助成制度を創設(8月) ◆ 府内大学生による自殺防止動画を作成(9月) ◆ 若手社会人向けの婚活プロジェクトである「京の都恋(みやこい)プロジェクト」を開催(10月～)
令7 2025	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大阪・関西万博が開催(4月～10月) ◆ 生活保護の減額について違法が確定(6月) ◆ ノーベル生理学・医学賞に坂口大阪大学特別栄誉教授が、ノーベル化学賞に北川京都大学特別教授が決定(10月) ◆ 高市内閣が発足され、初の女性首相誕生(10月) ◆ 青森県で震度6強を観測し、気象庁から初めて「後発地震注意情報」が発表(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ きょうとプレコン高校生プログラムを作成(3月) ◆ 京都府介護・福祉職場業務改善支援センターを開設(5月) ◆ 「きょうと妊娠から子育てSNS相談・きょうと妊娠SOS」を開始(7月) ◆ 大規模地震を想定した近畿地方DMATブロック訓練を実施(11月) ◆ 21年ぶりに府内に発生した高病原性鳥インフルエンザに対し防疫措置を実施(12月)

主要指標の状況

項目	京都府	全国	備考
人口 総人口	2,578,087	126,146,099	国勢調査 令和2年10月1日
	0~14歳	15,031,602	
	65歳以上	36,026,632	
	高齢化率	28.6	
出生	出生数	686,173	人口動態統計 令和6年
	出生率	5.7	
	合計特殊出生率	1.15	
死亡数 総数	31,281	1,605,378	
	悪性新生物	384,111	
	心疾患	226,388	
	脳血管疾患	102,821	
	自殺	19,608	
	その他	872,450	
医療施設数	病院	8,060	医療施設調査 令和6年10月1日
	診療所	105,207	
	歯科診療所	66,378	
社会福祉施設 総数	1,347	78,079	社会福祉施設等調査 令和6年10月1日
	保護施設	284	
	老人福祉施設	5,069	
	障害者支援施設等	5,371	
	身体障害者社会参加支援施設	315	
	女性自立支援施設	47	
	児童福祉施設	40,118	
	母子・父子福祉施設	55	
	その他の社会福祉施設等	26,820	
生活保護	保護世帯	1,650,674	被保護者調査 令和6年度(月平均)
	保護人員	2,008,061	
要介護(要支援)認定者数	179,584	7,341,594	介護保険事業状況報告 (暫定)令和8年1月
	要支援1	1,092,674	
	要支援2	1,059,620	
	要介護1	1,521,255	
	要介護2	1,233,197	
	要介護3	944,133	
	要介護4	913,170	
	要介護5	577,545	
身体障害者手帳数	134,280	4,674,999	福祉行政報告例 令和6年度
療育手帳数	31,064	1,321,350	
精神障害者保健福祉手帳数	36,212	1,623,097	衛生行政報告例 令和6年度

京都府所管保健所等一覧

令和 8. 6. 1 現在

※ 1 広域振興局	二次医療圏域 高齢者健康福祉圏域	※ 1 保健所	市町村名
山城広域振興局 (宇治市)	※ 2 京都・乙訓	乙訓 (向日市)	向日市
			長岡京市
			大山崎町
	山 城 北	山城北 (宇治市)	宇治市
			城陽市
			久御山町
			八幡市
			京田辺市
			井手町
			宇治田原町
	山 城 南	山城南 (木津川市)	木津川市
			笠置町
			和束町
			精華町
			南山城村
南丹広域振興局 (亀岡市)	南 丹	南丹 (南丹市)	亀岡市
			南丹市
			京丹波町
中丹広域振興局 (舞鶴市)	中 丹	中丹西 (福知山市)	福知山市
		中丹東 (舞鶴市)	綾部市 舞鶴市
丹後広域振興局 (京丹後市)	丹 後	丹後 (京丹後市)	宮津市
			京丹後市
			与謝野町
			伊根町
4 広域振興局	—	7 保健所	25市町村

※ 1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※ 2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記 3 市町村と京都市により構成されている。

■ □ ■ □ 京都府所管保健所・圏域地図 ■ □ ■ □



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している
 圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である
 圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定
 保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

■ □ ■ □ 京都府所管児童相談所・圏域地図 ■ □ ■ □

